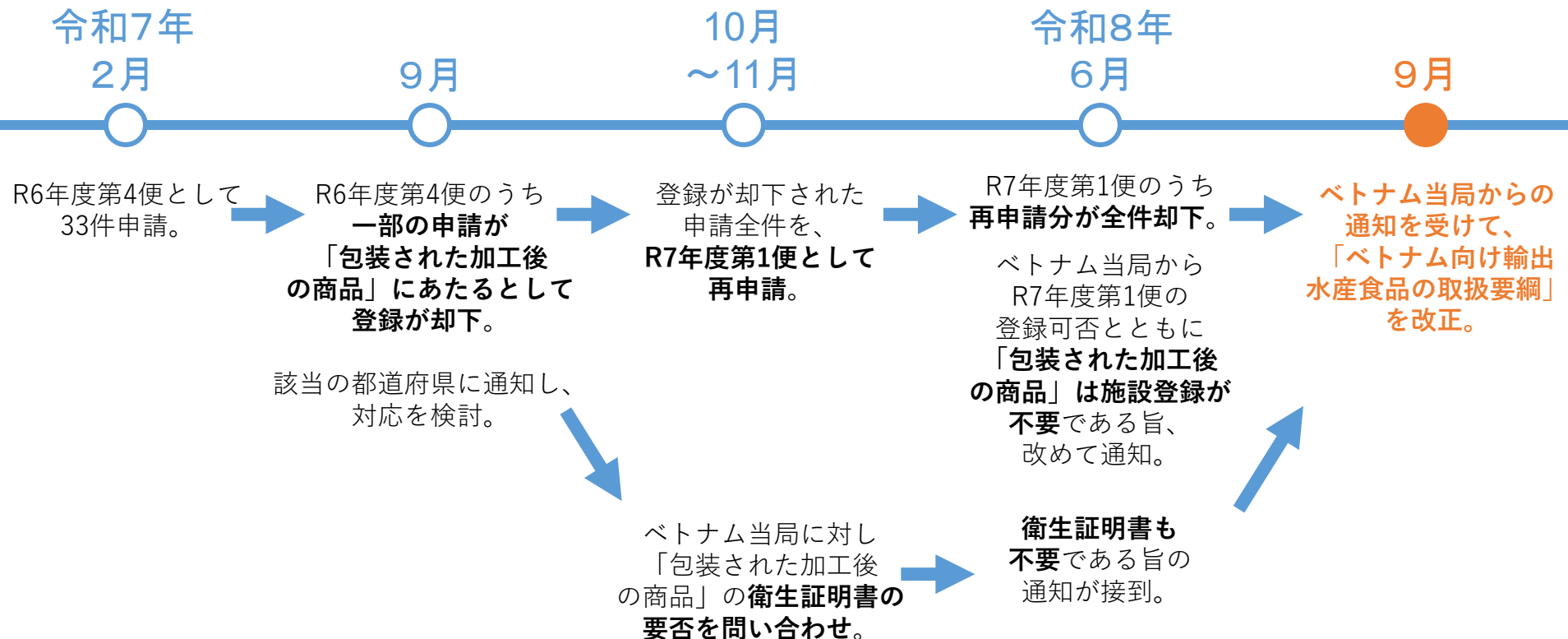


「ベトナム向け輸出水産食品の取扱要綱」 の一部改正について

令和 8 年 9 月
水産庁加工流通課

1. 改正の背景

- ベトナムでは、従来から「包装された加工後の商品」は施設登録・衛生証明書不要と規定（政令第15/2018/ND-CP号）されていましたが、実際には該当すると思われる製品についても施設登録が認められており、衛生証明書による輸入が行われていました。
- しかしながら、令和7年2月（R6年度第4便）の申請分以降、ベトナム当局が当該規定を厳格に運用するようになり、「包装された加工後の商品」にあたるとされた一部の申請が却下されました。
- 令和8年6月にベトナム当局から、改めて、当該製品については施設登録不要・衛生証明書不要との通知があったため、今般、「ベトナム向け輸出水産食品の取扱要綱」を改正することとしました。



2. 改正の内容

- 「**包装された加工後の商品**（食用の水産動物由来の加工食品であり、かつ包装されラベルが貼られているもの）」を**要綱の対象外**として整理しました。
- 当該製品は、輸出にあたり**施設登録及び衛生証明書の添付が不要**とされています。

【新要綱（抜粋）】

ベトナム向け輸出水産食品の取扱要綱[←]

←

←

1 目的[←]

この要綱は、ベトナム向け輸出水産食品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第3条に基づく衛生証明書の発行、第18条に基づく適合施設の認定及び第21条に基づく定期的な確認等に関する手続を定めるものである。[←]

2 用語の定義[←]

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。[←]

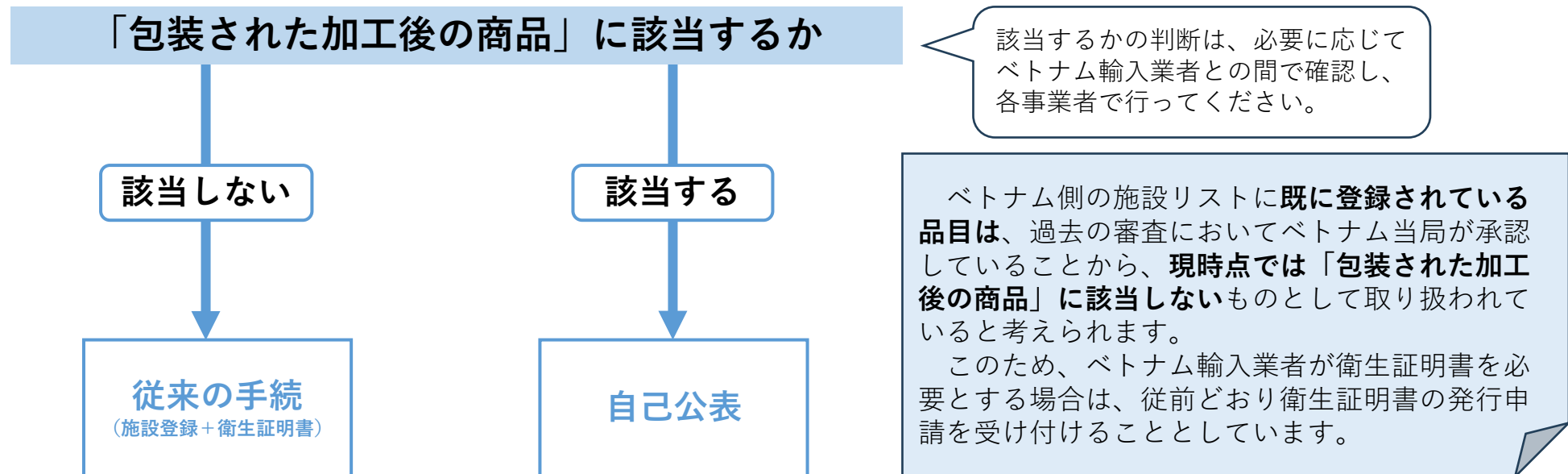
- （1）ベトナム向け輸出水産食品：日本からベトナムに輸出される食用の水産動物（活水産動物を除く）及びそれらの加工品（**包装及び表示がなされたものを除く**）であって当該要綱の対象となるもの[←]

【包装された加工後の商品の例（令和8年6月8日付ベトナム農業環境省畜産・動物衛生局通知より）】

水産由来の加工食品（茹でる、蒸す、煮る、乾燥、燻製、化学薬品で処理する、塩漬け、塩水に浸す、発酵など）で、包装されているもの（包装済で、ラベルが貼られているもの）

3. 改正後の当面の取扱い（経過措置）

- 「包装された加工後の商品」に該当するかは、最終的にベトナム当局が判断するものであるため、**水産庁では判断できません**。各輸出事業者においては、必要に応じ、ベトナム輸入者との間で確認をお願いします。
- **施設登録について、申請があれば従前どおり受け付け**、ベトナム側に提出しますが、「包装された加工後の商品」と判断されれば**ベトナム側で申請が却下される可能性があります**。
- 「包装された加工後の商品」は**衛生証明書の発行対象外**としますが、**既にベトナム側の施設リストに登録されている製品が「包装された加工後の商品」に該当しうるかどうかは**、ベトナムの輸入業者に確認し、**該当しない可能性が高いとして衛生証明書が必要と判断された場合は、証明書の申請をしてください**。
- 「包装された加工後の商品」については、ベトナム側では「**自己公表制度**」による**流通が想定**されています。従来の対応が認められないリスクを考慮し、輸出者において必要な手続を確認の上、適切に対応してください。



4. ベトナム側における「自己公表制度」について

- 「自己公表制度」は、包装された加工後の商品等について、事業者が自ら商品の安全性を確認し、公表することで、ベトナム国内で販売・流通できる制度です。

【政令第15/2018/ND-CP号 (vn.foodsafety.pdf) 第4条、第5条より】

- **制度の対象**：包装された加工後の食品等
- **自己公表に必要な書類**：自己公表書（右記）、食品安全検査結果表（12か月以内）
- **手続きの主体**：ベトナム側の輸入業者等
- **手続きの流れ**：
 - ① 必要書類を準備
 - ② 自社HP等で公表
 - ③ 地方当局に提出（郵送または持参）
 - ④ 提出後、直ちに商品の販売・流通等が可能（※ 当局による事前承認は不要。
書類受領後、当局はHPに企業名と商品名を掲載）
- **注意点**：
 - ・ 提出書類はすべてベトナム語で作成。外国語資料は、ベトナム語翻訳が必要。
 - ・ 商品名、原産地、成分の変更時は再公表が必要。その他の変更は、当局へ書面通知。

様式 01

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

製品自己公表書
番号：.....

I. 製品公表の個人・法人情報

個人・法人名：.....
所在地・住所：.....
電話番号：..... Fax：.....
E-mail.....
法人コード：.....
食品安全適合証明書番号：.....発行日・発行機関：.....（法令に従い食品安全適合
証明書を取得しなければならない施設の場合）

II. 製品情報

1. 製品名：.....
2. 成分名：.....
3. 製品の賞味期限：.....
4. 梱包仕様および梱包材：.....
5. 製品生産施設の名称および住所：.....

III. 商品ラベルサンプル（製品ラベルサンプルまたは予定製品ラベルサンプルを添付する）

IV. 食品安全規格

下記に従って食品安全適合の食品生産・販売個人または法人
- 国家技術基準番号.....または
- 省庁の通達、または
- 地方技術基準、または
- 国家規格（国家技術基準、省庁の通達、地方技術基準がない場合）、または
- Codex 食品規格委員会の食品国際規格、地域規格、外国規格（国家技術基準、省庁の通達、
地方技術基準、国家規格がない場合）、または
- 添付メーカー規格（国家技術基準、省庁の通達、地方技術基準、国家規格、Codex 食品規
格委員会の食品国際規格、地域規格、外国規格がない場合）
食品安全に関する法律の規定を完全に遵守し、公表書類の合法性および公表製品に対する
食品安全・品質について全責任を負います。

.....において...年...月...日
個人・法人の代表者
（署名捺印）

▲製品自己公表書の様式
（政令第15/2018/ND-CP号をJETROが仮訳）